



定額減税・補足給付金 (不足額給付)

問い合わせ 税務課 ☎59-2128

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の対象外になっていた方への減税および令和6年分所得税が確定したことで、調整給付の支給額に不足が生じた方への給付が行われます。

【定額減税】(手続き不要)

対象

納税義務者本人の令和6年分の合計所得金額が1000万円を超え、1805万円以下で、同一生計配偶者(令和6年分の合計所得金額が48万円以下の方で国内居住者に限る)がいる方

定額減税可能額

令和7年度個人住民税所得割額から1万円を上限に減税

【不足額給付】

対象

令和7年1月1日時点市内在住で、次の不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱのいずれかに該当する方

〈不足額給付Ⅰ〉

所得減少などの理由で、昨年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じる方

〈不足額給付Ⅱ〉

令和6年度定額減税の対象外で、次の要件を全て満たす方

- ①令和6年分の合計所得金額が48万円以上の方や、青色事業専従者および事業専従者(白色)など、税制度上、扶養親族として定額減税の対象外の方
- ②低所得世帯向け給付(注)対象世帯の世帯主および世帯員に該当しない方

(注) 次のいずれかを指します。

- ・令和5年度非課税世帯および均等割のみ課税世帯向け給付金
- ・令和6年度新規非課税世帯および新規均等割のみ課税世帯向け給付金

税や保険料、保育料などの 口座振替手続きが簡単に

「ペイジー口座振替受付サービス」

— キャッシュカードと本人確認書類で手続きOK —

問い合わせ 税務課 ☎59-2127

市は、ペイジー口座振替受付サービスを行っています。

印鑑は不要で、キャッシュカードと本人確認書類があれば税務課(4番窓口)で簡単に口座振替依頼ができる便利なサービスです。来庁の際は、ぜひペイジー口座振替受付サービスを利用してください。

利用できる税・保険料など

○市県民税(普通徴収) ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割) ○国民健康保険料(普通徴収) ○介護保険料(普通徴収) ○後期高齢者医療保険料(普通徴収) ○保育料 ○副食費 ○市営住宅使

給付額

〈不足額給付Ⅰ〉

不足する額(本来給付するべき額と実際に給付した額との差額)を1万円単位で切り上げた額

〈不足額給付Ⅱ〉

一律4万円



長期入院の方

○マイナ保険証の方 申請 必要

○資格確認書の方 申請 必要

認定区分がオまたは低所得者Ⅱとなる方で、過去12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯であった場合は、標準負担額がさらに減額となります。(10ページ表2)

申請

現在、長期入院に該当する認定証を持っている方へ申請書を郵送しました。保健医療課または各支所で申請してください。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療資格確認書は、7月末までに対象の方全員に、後期高齢者医療広域連合から郵送されます。郵送は黄色の封筒に入れて特定記録郵便で送付されます。新しい資格確認書は、これまでと同じ大きさで『オレンジ色』です。

マイナ保険証を持っている方は、これまでどおりマイナ保険証を提示して受診できます。持っていない方は、送付された資格確認書を提示して受診してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は 廃止されました

○マイナ保険証の方 申請 不要

○資格確認書の方 申請 必要

国の法改正で令和6年12月2日以降、限度額適用・標準負担額減額認定証は発行されなくなりました。必要な方には、申請により自己負担限度額の区分を併記した資格確認書を発行します。この資格確認書を提示することによって、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月あたりの自己負担額が11ページ表4のとおり限度額までとなります。

必要な方は保健医療課または各支所で申請手続きしてください。

申請が必要な方

資格確認書の適用区分欄(負担割合欄の下)に記載のない方で、次に該当する方
ア 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方
イ 住民税非課税世帯に属する方

低所得者Ⅱで長期入院の方

○マイナ保険証の方 申請 必要

○資格確認書の方 申請 必要

過去12カ月の入院日数が合計90日を超える場合、申請により標準負担額がさらに減額となります。該当すると思われる方は、保健機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものを持参して、保健医療課または各支所で申請してください。

8月から

国民健康保険・後期高齢者医療保険が マイナ保険証 または 資格確認書に代わります。

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

国民健康保険

「マイナ保険証」を持っている方

医療保険の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」を郵送します。引き続き受診するときは、マイナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナナンバーカード)を提示してください。

「マイナ保険証」を持っていない方

従来の保険証と同じサイズの「資格確認書」を郵送します。「資格確認書」を提示して受診できます。新しい「資格確認書」の色は「水色」です。

※「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は7月下旬に郵送します。また、記載内容に相違があれば、早めに届け出てください。

70歳から74歳の負担割合

70歳から74歳の方に送付する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」には、医療費の負担割合が記載されており、

有効期限が過ぎた古い保険証や資格確認書は、保健医療課または各支所に返却するか、自身で廃棄してください。また、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の記載内容と事実と相違があれば、早めに届け出てください。

2割または3割に区分されています。(10ページ表1)

限度額適用・

標準負担額減額認定証の更新を

○マイナ保険証の方 申請 不要

○資格確認書の方 申請 必要

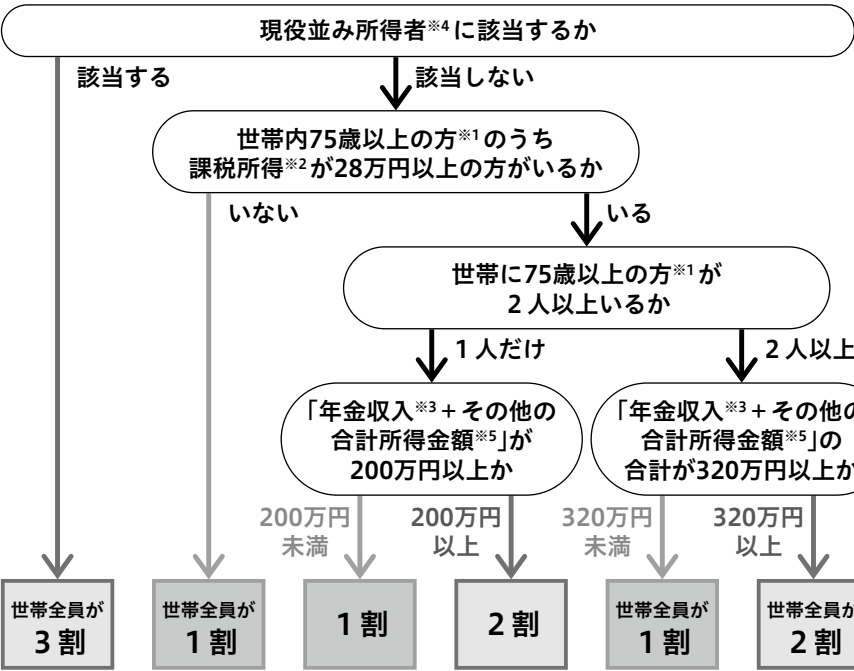
医療機関で「資格確認書」と一緒に提示することで、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月あたりの自己負担額が限度額までとなります。(10ページ表2)

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。申請が必要な方は保健医療課または各支所で手続きしてください。※保険料に滞納がある方は認定できません。

申請が必要な方(毎年申請が必要)

- 70歳以上の国保被保険者で、現役並み所得Ⅰ・Ⅱの世帯の方または住民税非課税世帯の方
- 70歳未満の国保被保険者

（表3） 窓口負担2割の対象となるかどうかの主な判定の流れ



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 課税所得 145 万円以上かつ収入額の合計が、383万円（単身世帯の場合、複数世帯の場合は、520万円）以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

（表4） 限度額認定証（認定証）自己負担限度額・標準負担額一覧

後期高齢者医療被保険者

・後期高齢者医療被保険者の自己負担限度額

区 分			自己負担限度額(月額)	
			外来(個人単位)	外来+入院(※世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万円～	252,600円+(医療費－842,000円)×1% (140,100円)(※多数回該当)	57,600円 (44,400円) (※多数回該当)
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万円～	167,400円+(医療費－558,000円)×1% (93,000円)(※多数回該当)	
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万円～	80,100円+(医療費－267,000円)×1% (44,400円)(※多数回該当)	
	一般Ⅱ	2割負担	18,000円または、6,000円+(医療費－30,000円)×10%の低いほうを適用(8月～翌年の7月の年間限度額は144,000円)	
	一般Ⅰ	1割負担	18,000円 (8月～翌年の7月の年間限度額は144,000円)	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ			15,000円

※多数回該当:過去12カ月間で3回以上自己負担額が限度額に達した場合、4回目から限度額が下がります。
※世帯単位:加入している医療保険が異なる場合は合算できません。

・後期高齢者医療被保険者の入院時の標準負担額

区 分		標準負担額(1食)	療養病床※1入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		510円※3	510円※4	370円※5
低所得者Ⅱ		240円	240円	370円※5
	長期入院該当者	190円	240円	370円※5
低所得者Ⅰ		110円	140円	370円※5
	老齢福祉年金受給者 境界層該当者※2		110円	0円

- ※1 療養病床:主に慢性疾患など、症状は安定しているが長期の療養が必要な方のための病床(病棟)のことです。
※2 境界層該当者:老齢福祉年金受給者(全額支給停止を除く)で、同一世帯の世帯員全員が住民税非課税世帯の方です。
※3 指定難病患者の方は300円、平成28年3月31日時点で既に1年以上精神病床に入院しており、引き続き入院している方は260円になります。
※4 管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関の場合です。それ以外は470円になります。
※5 指定難病患者の方は0円になります。

（表1） 負担割合の判定基準【国保】

同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の住民税課税所得の金額	負担割合	同一世帯の国保被保険者および70歳以上75歳未満の世帯員の収入合計	負担割合
145万円以上	3割	複数世帯…520万円未満 単身世帯…383万円未満	2割
145万円未満	2割		

- （注1）昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の国保被保険者の属する世帯の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も2割負担になります。
- （注2）単身世帯とは、同一世帯の被保険者が1人の世帯。複数世帯とは、同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。
なお、国保の方で世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も合算します。
- （注3）課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得のことです。
（注4）収入とは、「住民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」のことです。
（例）令和7年8月～令和8年7月の判定…令和6年中（1月～12月）の収入であり、令和7年1月1日の属する年度分の地方税の規定による住民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額（事業・不動産などの収入も含む）。

（表2） 限度額認定証（認定証）自己負担限度額・標準負担額一覧

国保被保険者

70歳未満の方

区 分	自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が901万円を超える世帯 (認定証に「ア」と表記)	252,600円+(医療費－842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	510円	510円 (※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下の世帯 (認定証に「イ」と表記)	167,400円+(医療費－558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下の世帯 (認定証に「ウ」と表記)	80,100円+(医療費－267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円以下の世帯 (認定証に「エ」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
住民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が住民税非課税の世帯 (認定証に「オ」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。	240円 (長期入院該当190円(※2))	240円	370円

70歳以上の方

区 分		自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
				食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者 資格確認書などの負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費－842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	510円	510円 (※1)	370円
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費－558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費－267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
一 般 資格確認書などの負担割合が2割で住民税課税世帯 (認定証は不要)		入院:57,600円 (4回目以降は44,400円) 外来:18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額は144,000円)			
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯員全員※3が住民税非課税 (認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院:24,600円 外来:8,000円	240円 (長期入院該当190円※2)	240円	370円
	低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯員全員※3が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80.67万円で計算)を差し引いたときに0円となる方 (認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院:15,000円 外来:8,000円	110円	140円	370円

- ※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、470円となります。
※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
※3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者」となります。

保険料率が決まりました

国民健康保険

介護保険

後期高齢者医療保険

― 決定額・納付書は7月中旬に送付します ―

【国民健康保険料】

世帯主が納付義務者となります。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合も、納付義務者は世帯主（擬制世帯主）となります。

◆特別徴収（年金天引き）

世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、次の要件に全て該当する方は、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

○世帯主が国民健康保険加入者で年度内に75歳に到達しない

○世帯主の特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円以上

○世帯主の介護保険料が特別徴収されている

○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する方

○特別徴収の要件に該当しない

○国保に加入したばかり

○大竹市に転入したばかり

【介護保険料】

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、世帯の課税状況や被保険者の所得などによって決まります。

◆特別徴収（年金天引き）

○年金受給額が年額18万円以上

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する場合

○年金受給額が年額18万円未満

○65歳になったばかり

○大竹市に転入したばかり

○その他特別な事由により特別徴収ができない方

【後期高齢者医療保険料】

75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の決め方

被保険者1人1人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得にに応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

◆特別徴収（年金天引き）

年金受給額が年額18万円以上の方のうち介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する場合

○75歳になったばかり

○大竹市に転入したばかり

○その他、特別徴収の事由に該当しない

※特別徴収の対象者でも、申し出をすれば口座振替で納付することができます（介護保険料を除く）

国民健康保険

国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分（支援金分）と介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割と平等割を合計した額が賦課されます。

	医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)	計 算 方 法
①所得割	8.35%	2.84%	2.34%	基準総所得金額×所得割率
②均等割	36,113円	11,600円	11,067円	均等割×世帯内の加入者数
③平等割	23,594円	7,579円	5,354円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円	①から③の合計額の上限

※65歳以上の加入者は介護保険料個別納付になるため、介護分の負担はありません。

※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和6年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です（国民健康保険では退職所得は含みません）。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。

国民健康保険料の軽減

（1）低所得世帯にかかる保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和6年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円以下の世帯 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (30万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (56万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割

※給与所得者等とは、給与所得者（給与収入55万円超え）と公的年金等の支給（60万円超え（65歳未満）または110万円超え（65歳以上））を受けるもの。

（2）未就学児にかかる保険料の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（平成31年4月2日以降生まれの方）にかかる保険料の均等割額が5割軽減されます。「（1）低所得世帯にかかる保険料の軽減」に該当する世帯は、軽減後の均等割額から5割軽減されます。

所得の基準による均等割額の軽減	未就学児以外の方の均等割軽減割合	未就学児の均等割額軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
軽減なし世帯	軽減なし	5割

（3）産前産後期間の保険料の軽減

出産（予定）被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除します。出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月の計4カ月分の保険料を減額します。多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3カ月前から6カ月間を減額します。産前産後期間の軽減（出産予定日の6カ月前から届け出可能）を受けるには届け出が必要です。

均等割額
49,621円

+

所得割額
所得割率9.63%（※1）

=

年間保険料
（限度額80万円）

※1 所得割額 = {総所得金額等（※2） - 基礎控除（※3）} × 所得割率（9.63%）

※2 総所得金額等とは、収入から控除額等を差し引いて算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。

※3 基礎控除は、前年の合計所得金額から43万円を差し引いた金額です（所得により例外もあります）。

後期高齢者医療保険料の軽減

○均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額 （〃部分は★「年金・給与所得者」の数が2人以上の場合に計算します）	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	7割軽減 14,886円／年
43万円 + (30万5千円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	5割軽減 24,810円／年
43万円 + (56万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	2割軽減 39,696円／年

★「年金・給与所得者」とは、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方です。

⑤均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①・②については所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

① 65歳以上の方で公的年金等控除の適用がある方は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、障害認定（65歳）の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。

② 「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※後期高齢者医療制度加入直前に、国保および国保組合を除く健保組合などの被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減にも該当する方については、7割軽減が適用されます。

※軽減判定は、賦課期日（令和7年4月1日または資格取得日）時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも再判定は行いません。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

後期高齢者医療保険

介護保険

第1号被保険者の介護保険料

段 階	対 象 者		年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方または生活保護を受給している方		17,168円
	世帯全員が住民税非課税	80万9千円以下	
第2段階		80万9千円超え120万円以下	29,216円
第3段階		120万円超え	41,264円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の誰かが住民税課税	80万9千円以下	54,216円
第5段階		80万9千円超え	60,240円
第6段階	本人が住民税課税	120万円未満	72,288円
第7段階		120万円以上210万円未満	78,312円
第8段階		210万円以上320万円未満	90,360円
第9段階		320万円以上420万円未満	102,408円
第10段階		420万円以上520万円未満	114,456円
第11段階		520万円以上620万円未満	126,504円
第12段階		620万円以上720万円未満	138,552円
第13段階		720万円以上	144,576円

※「世帯」とは、毎年4月1日時点（年度途中に65歳になった方や転入した方は、それぞれ誕生日の前日・転入日）の住民基本台帳（住民票）の世帯です。

※介護保険料の算定に使用する「合計所得金額」とは、事業所得や給与所得などの各種所得の合計額で、社会保険料控除などの各種所得控除を差し引く前の金額です。合計所得金額は、繰越損失がある場合、損失の繰越控除前の金額を合計します。租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除がある場合は、適用後の金額となります。